

法務省民商第688号
平成14年3月20日

法務局民事行政部長 殿
(除く東京)
地方法務局長 殿

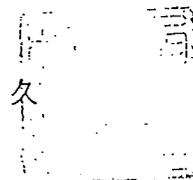
法務省民事局商事課長

商号中に「なかてん(・)」を用いることについて(回答)
標記について、別紙1のとおり東京法務局民事行政部長から照会があり、別紙2のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

2法登1第82号
平成14年2月25日

法務省民事局商事課長 殿

東京法務局民事行政部長 林



商号中に「なかてん（・）」を用いることについて（照会）

商業登記においては、外国語を片仮名で表示したために生じる誤読を防止するため、商号中に「なかてん（・）」を用いて差し支えない取扱いであります（昭和54年2月9日付け法務省民四第837号民事局第四課長回答）。漢字や平仮名を用いた商号であっても誤読や誤解を生じるおそれのある商号も散見される場所であり、商号に漢字や平仮名を用いる場合であっても「なかてん（・）」の使用を認めてもらいとの要請があるところです。

つきましては、漢字や平仮名を用いた商号であっても、補助的符号として「なかてん（・）」の使用を認めて差し支えないものと考えますが、上記回答がされていることもあり、疑義がありますので照会します。

法務省民商第 687 号
平成 14 年 3 月 20 日

東京法務局民事行政部長 殿

法務省民事局商事課長

商号中に「なかてん（・）」を用いることについて（回答）

本年 2 月 25 日付け 2 法登 1 第 82 号をもって照会のあった標記の件については、
貴見のとおり取り扱って差し支えないものと考えます。